

自動車税規定

■目的

第1条

自動車税規定はベイオークにおいて、取引された車輛のうち車検有効期間のある車輛の自動車税負担の原則を損なわぬよう図る事を目的とします。

■取扱対象車輛について

第2条

車検有効期間が開催日から30日以上あるもので、出品申込票の検査期限欄に記入の有るものとし、記入の無いものは自動車税の権利を放棄したのものとして取り扱うものとします。但し、車検有効期間が開催日から30日以上あるものであっても、出品店の都合により検無としようとする場合は、自らナンバープレートを外して出品するものとします。検付として取扱う車輛は、原則として当年度までの自動車税が完納されているものとします。

■自動車税の預り額及び還付額について

第3条

1. 検付車輛落札時に落札店より開催日翌月からの自動車税の年度内残額相当分をベイオークが預かり、登録結果（移転登録／抹消登録）によりお支払いいたします。
2. 出品店は年度内の自動車税を納めているものとし、開催月までの自動車税を負担するものとし、それ以後は落札店の負担とする為、名義変更後のコピーがベイオークに到着後、名変日により出品店に預り金よりその額を支払い、差し引いた額を落札店に返金するものとします。
*但し、3月開催分は翌年度分（12ヶ月分）をお預かりいたします。
3. 軽自動車の場合、名義変更保証金10,000円を落札店からお預かりいたします。
4. 軽自動車については、落札店がベイオークに名義変更後のコピーを提出した後、落札店に名義変更保証金10,000円全額返金いたします。
 - (1) 移転登録・・・落札店よりの預り金は、出品店へ全額お支払いいたします。
*但し、3月開催分は同月内移転登録の場合、落札店へ全額返金となります。
 - (2) 抹消登録・・・落札店よりの預り金は、抹消登録月により下記の通りお支払いいたします。
*但し、3月開催分は同月内移転登録の場合、落札店へ全額返金いたします。

	AA開催月	AA開催翌月
出品店	0	1ヶ月
落札店	預り金全額	預り金-1ヶ月

5. 自動車税の未納の取り扱いについて

車検・登録時に自動車税の未納があった場合、落札店は納税義務者に代わり滞納金を納付できるものとし、出品店は落札店に対して自動車税滞納金を支払わなければいけません。

落札店より、年度内の自動車税の一部もしくは全額の未納が発覚した場合、出品店に対して10,000円のペナルティーを徴収します。

尚、納付期間は、未納が発覚した日を含め3日以内に納付しなければならないものとします。

■ 二次抹消について

第4条

移転登録後に抹消登録された場合、落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求して落札店に精算します。但し、抹消登録日を含め**15日以内（ベイオークの営業日のみ加算）**にベイオークへ抹消登録が確認できる書類の提出の義務を有します。

■ 決済について

第5条

自動車税預り金は、車輛代金と同時に徴収いたします。

■ 支払方法について

第6条

前条による名義変更等の写しによる処理は、月2回の集計により計算を行い、ベイオーク所定の手続きにて支払い及び返金するものとします。

2013年12月25日より 改訂
2014年2月5日より 施行